

昭和五十五年十二月二十六日受領
答 弁 第 一 三 三 号

(質問の 一三)

内閣衆質九三第一三三号

昭和五十五年十二月二十六日

内閣総理大臣 鈴木善幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員部谷孝之君提出「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」の改正に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員部谷孝之君提出「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」の改正に関する質問に対

する答弁書

一から三までについて

「ヘーグ陸戦条規改正を国連に提訴する会」が「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」の改正について国際連合に訴える等努力されていることは承知しており、また、国際連合事務局が御質問の訴えを受領したことも承知している。しかしながら、政府としては、国際連合憲章及び日本国憲法に従つて、国際平和のため種々の努力を払つているところでもあり、御質問のような改正について国際連合における審議を求めることは考えていない。

右答弁する。